

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

評議員・役員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第4項及び第19条第1項の規定に基づき、評議員・役員の選任に関し、必要な事項を定める。

(評議員の選任)

第2条 評議員は、理事会の提案を得て、評議員選任・解任委員会において、次の区分による会員のなかから当該数を選任する。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 開成町に住所を有する世帯 | 2名 |
| (2) 自治会長連絡協議会 | 11名 |
| (3) 民生委員児童委員協議会等 | 3名 |
| (4) 社会福祉施設等 | 1名 |
| (5) 社会福祉に関係ある団体及び個人 | 2名 |
| (6) 社会福祉に関心を持つ団体及び個人 | 6名 |
| (7) 行政機関等の代表 | 1名 |

(役員選任)

第3条 理事は、評議員会において、次の区分による会員のなかから当該数を選任する。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 開成町に住所を有する世帯 | 1名 |
| (2) 自治会長連絡協議会 | 2名 |
| (3) 民生委員児童委員協議会等 | 2名 |
| (4) 社会福祉施設等 | 1名 |
| (5) 社会福祉に関係ある団体及び個人 | 1名 |
| (6) 社会福祉に関心を持つ団体及び個人 | 1名 |
| (7) 行政機関等の代表 | 2名 |
| (8) 学識経験者 | 2名 |

2 監事は、評議員会において、次の区分による会員のなかから当該数を選任する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 自治会長連絡協議会 | 1名 |
| (2) 民生委員児童委員協議会等 | 1名 |
| (3) 学識経験者 | 1名 |

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年5月28日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成6年9月2日から施行する。
- 4 この規程は、平成7年5月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年6月1日から適用し、第3条の規定は、平成24年5月15日から適用する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成30年4月1日から施行する。